

事業報告書及び事業実績報告書の提出について

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則により、「事業報告書」と「事業実績報告書」を毎年提出しなければなりません。

事業報告書

- ・ 事業年度における営業活動状況を報告する。
- ・ 決算後100日以内に提出。
- ・ 主たる事務所の所在地を所轄する地方運輸局長(九州運輸局長)あてに提出。
(特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者※1は国土交通大臣あて)
- ・ 事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出の際には、事業報告書の提出状況の確認が行われた後に受理されることとなります。
- ・ 特定貨物自動車運送事業者は提出不要です。

事業報告書は次の1～5の報告書類で構成されます。

1. 営業概況報告書
2. 一般貨物自動車運送事業損益明細表
3. 一般貨物自動車運送事業人件費明細表
4. 損益計算書
5. 貸借対照表

損益計算書および貸借対照表は会社の決算期に作成されたものの写しをそのまま添付しても構いません。

事業実績報告書

- ・ 決算期に関係なく前年4月から翌年3月までの1年間の輸送実績を報告する。
- ・ 提出期限は7月10日。
- ・ 主たる事務所の所在地を所轄する所地方運輸局長(九州運輸局長)あてに提出。
(特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者※1は国土交通大臣あて)
- ・ 事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出の際には、事業実績報告書の提出状況の確認が行われた後に受理されることとなります。

特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者※1

運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄地域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離が合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く。)が100km以上のものに限る。

事業者番号

事業者番号：
記入する必要はありません。

年 月 日

住 所 鹿児島市谷山港2-4-15

事業者名 株式会社 山崎コーポレーション

代表者名 代表取締役 山崎 洋一

提出先		国土交通大臣	殿
	<input checked="" type="radio"/>	九州 運輸局長	殿

(提出先該当欄に○印を記入すること。)

一般貨物自動車運送事業事業報告書

貨物利用運送事業事業報告書

令和 4 年 上 ・ 下 ・ 全期

令和4 年 4 月 1 日 から 令和5 年 3 月 31 日 まで

事業種類の該当欄に○印を
記入する

事 業 種 類

	一般貨物(特別積合せ・有)		鉄軌道業
<input checked="" type="radio"/>	一般貨物(特別積合せ・無)		自動車道業
	貨物利用運送事業		その他事業

事業概況報告書

令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

あて 住所 鹿児島市谷

当該事業年度末現在のものを記載する。

事業者名 株式会社

株式会社にあつては払込資本金、有限会社、合名会社、合資会社および組合等にあつては出資の総額を記載する。

代表者名 代表取締役 山崎 洋一

(役職名及び氏名)

電話番号

株式会社以外の有限会社等は記載しない。

経営規模

資本の額又は出資の総額	10,000 千円	発行済株式総数	200 株
-------------	-----------	---------	-------

当該事業年度末現在のものを記載する。所有株式の多い順に5名を記載する。

主な株主(所有株式数の多い順に5名を記載すること。)

株主名	発行済株式総数に対する割合(%)
山崎 洋一	60
山田 望	20
宮里 太	

所有株式数及び発行済株式の総数に対する所有割合を百分率(%)でそれぞれ記載する。有限会社等にあつても出資社名、出資口数などについて株式会社に準じて記載する。

役員

役職名	氏名	常勤非常勤の別
代表取締役	山崎 洋一	常
取締役	山田 望	常
取締役(理事)等		

当該事業年度末現在のものを記載する。

当該事業年度中に経営した事業の全部を記載する。例えば一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業等のように経営するすべての事業をその種類ごとに記載する。

全事業の営業収入に対する各々の事業の営業収入の割合を百分率(%)で記載する。なお当該事業年度の途中において、休廃止した事業についても記載する。

経営している事業

事業の名称	従業員数(人)	営業収入(売上高)構成比率(%)
一般貨物自動車運送事業	7	100

期中の平均従業員数を記載する。従業員数には役員も含めるが、無報酬の非常勤役員等は含めない。主として従事している人数について各事業ごとに記載するが、社内において同一従業員が2以上の事業に従事しているような勤務体制をとっている場合は、適正な配分方法(勤務した日数の割合等)により各事業に配分した人数を記載する。この場合、従業員数は、給料支払の対象となった月別支給人員(臨時雇用員にあつては、25日を1人として換算)の当該事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数となる。したがって一般貨物自動車運送事業の平均従業員数は、「一般貨物自動車運送事業人件費明細」の支払い延人員(人月)の合計値を12で除したものと等しくなる。

100%

5人日を1人として換算すること。
会社にあつては、

一般貨物自動車運送事業損益明細表

貨物利用運送事業損益明細表

令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

住所 鹿児島市谷山港2-4-15

事業者名 株式会社 山崎コーポレーション

(単位:千円)

営業収益	運送収入	一般貨物自動車運送事業に係る運賃・料金および利用料	53,250		
		計	53,250		
営業費用	運送費用	営業の費用など直接現業部門に係る費用	(注1) 20,154	(20,154)	
		燃料油脂費	ガソリン費	445	
			軽油費	7,828	
			その他	134	
		修繕費	事業用		
			その他		
		減価償却費	事業用自動車	2,557	
			その他	129	
		施設賦課税	保険料		
			施設使用料		
			自動車リース料		
			施設賦課税		
			事故賠償費		
道路使用料					
フェリーボート使用料					
その他	(注2) 4,016	(1,735)			
一般管理費用	本社及び会社に準ずる管理部門に係る費用	43,160			
	その他	7,135			
	計	4,385			
合計		54,680			
営業外収益	営業活動以外の原因から生じる経常的な収益	△ 1,430			
	その他	64			
営業外費用	営業活動以外の原因から生じる経常的な費用	1,201			
	その他	1,265			
	合計	496			
営業外損益		707			
経常損益		558			
		△ 872			

(注1) 運送費中の「人件費」には、運転者、修理工、運行管理者等の専ら事業用自動車の運行に従事する者の人件費を、内数として括弧書きで明記すること。

(注2) 備車費、下請費等他の事業者を支払った費用を、内数として括弧書きで明記すること。

損益明細表

営業収益の部

- ア. 運送収入……………一般貨物自動車運送事業に係る運賃・料金及び利用料
- ① 貨物運賃……………貨物の運賃、品目割増、特大品割増、特殊車両割増、悪路割増、冬期割増、休日割増、深夜・早朝割増等を含む。
 - ② その他……………集配料、地区割増料、車両留置料、道路使用料その他諸料金、荷役料その他運送に関して求められるサービスに対する実費
- イ. 運送雑収……………品代金取立料、貨物引換証発行料、着払い手数料等諸手数料、事業用自動車を使用して他人の広告を行った場合の広告料収入等

営業費用の部

- ア. 運送費……………営業所の費用など直接現業部門に係る費用
- ① 人件費……………一般貨物自動車運送事業の現業部門に係る人件費。
詳しくは、「一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第3号様式）の取扱要領」（151頁）を参照
 - ② 燃料油脂費……………事業用自動車、荷役機械等に係る燃料費及び油脂費
 - ③ 修繕費……………事業用自動車、建物その他の事業用固定資産（運送事業の現業部門に係るものに限る。以下同じ。）の修繕に係る費用
 - ④ 減価償却費……………事業用固定資産に係る減価償却費。なお、税法上損金化が認められている中小企業者の機械等の特別償却制度等を適用した場合は、当該特別償却額は損益計算書上特別損益として費用化するため、この科目において計上しない。
 - ⑤ 保険料……………自動車損害賠償保険料、対人・対物の任意保険、トラック共済掛金、一般貨物自動車運送事業の現業部門に係る建物の火災保険、荷物保険、盗難保険等の保険料
 - ⑥ 施設使用料……………事業用施設、従業員の社宅等の土地の賃借に要する費用、事業用社屋、従業員の社宅等の賃借に要する費用、荷役機械等事業用固定資産に係る利用料。ただし、⑦に該当するものを除く。
 - ⑦ 自動車リース料……………事業用自動車に係るリース料。なお、事業用自動車のリースによる保有については、「リースによる貨物自動車運送事業者等の事業用自動車の保有について」（平成8年2月7日運貨複第27号、自貨第7号、自整第29号）によることとなっているので注意を要する。
 - ⑧ 施設賦課税……………一般貨物自動車運送事業用の土地、建物、構築物、機械装置等に係る固定資産税、事業用自動車に係る自動車重量税、自動車税等。なお、不動産取得税、自動車取得税は固定資産購入の費用として取得価格に含める。
 - ⑨ 事故賠償費……………事故による見舞金品、慰謝料、弁償金等
 - ⑩ 道路使用料……………有料道路を利用する場合に支払う料金
 - ⑪ フェリーボート利用料……………フェリーボートを利用する場合に支払う料金
 - ⑫ その他……………旅費、被服費、水道光熱費、備品消耗品費等のうち現業部門に係るもの、通信費、会議費、交際費等事業の遂行上支出されたもの等

- 営業外収益**……………営業活動以外の原因から生じる経常的な収益
- ① 金融収益……………営業活動に付随して行われる財務活動又は投資活動によって得た収益。預貯金利息、受取手形利息、受取割引料、有価証券利息、受取配当金等
 - ② その他……………流動資産売却益(貸借対照表の流動資産に整理した有価証券、貯蔵品費等の売却による差益)、不用品売却代、遺失品代、諸手数料等

- 営業外費用**……………営業活動以外の原因から生じる経常的な費用
- ① 金融費用……………支払利息、支払割引料、社債利息、社債発行差金償却、社債発行費償却
 - ② その他……………流動資産売却損(貸借対照表の流動資産に整理した有価証券、貯蔵品等の売却による差損)、繰延資産に計上された創業費、開業準備費等の償却額等

人 件 費 明 細 表

- ① 役員報酬……………取締役、監査役等に支払う報酬
- ② 給料・手当……………賃金として毎月従業員に支払われるもの
- ③ 賞与……………夏季、年末、年度末等に支払われる臨時的給与。賞与引当金を設定している場合はこれに含めて計上する。
- ④ 小計……………給料・手当及び賞与の小計。なお、一般管理費の役員報酬は含まないので注意すること。
- ⑤ 支給延人員……………給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における累計人員(人月)。
- ⑥ 退職金……………従業員が期の途中で退職し、現実に費用として支出した退職金の額及び従業員各人につき決算整理の際計算した退職給与引当金の各職種ごとの合計額
- ⑦ 法定福利費……………健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険等社会保険の保険料の事業主負担分
- ⑧ 厚生福利費……………医療・医薬品代、健康診断代、食事補助金、運動・娯楽用品代、慰安旅行費用、従業員に対する慶弔見舞金、厚生施設・備品の維持運営に係る費用等
- ⑨ 臨時雇賃金……………臨時に雇用した者に対する賃金・手当等。日雇健康保険料等の法定福利費もこの項目に記載する。
- ⑩ 雇用延人員……………臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの当該事業年度における累計人員(人日)。

事業者番号

一般貨物自動車運送事業人件費明細表

令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日まで

一般管理費：給料・手当
管理部門の従業員等の人件費を
記載する助手・荷扱者等運転者以外の者
の給料

住所 鹿児島市谷山港2-4-15

事業者名 株式会社 山崎コーポレーション

(単位：千円)

区分	運送費			一般管理費	合計
	運転者	その他	計		
役員報酬				5,417	5,417
給料・手当	16,587	370	16,957	996	17,953
賞与	570	11	581	32	613
(小計)	17,157	381	17,538	1,028	18,566
(支給延人員)(人月)	(67)	(3)	(70)	(19)	(89)
退職金					
法定福利費	2,203	41	2,244	591	2,835
厚生福利費	342	30	372	99	471
臨時雇賃金					
(雇用延人員)(人日)					
その他の人件費					
合計	19,702	452	20,154	7,135	27,289

運転者に夏季、年末、年度末等に
支払われる臨時的給与。賞与引当
金を設定している場合はこれに含め
て計上する。一般管理費：役員報酬
取締役、監査役等に支払う報酬小計：
給料・手当及び賞与の小計。一般管理費の
役員報酬は含まれない。

備考 1. (支給延人員)欄には、支給支払いの対象となった月別人員の当該事業年度における合計人員(人月)を記載すること。

2. (雇用延人員)欄には、臨時雇賃金支払いの対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員(人日)を記載すること。

3. 運送費に係るその他の項については、荷扱手・助手・事務員等の給料・手当等について記載すること。

財務諸表 損益計算書

損益明細表の営業費用
合計と等しくなる。

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

損益明細表の営業収益
合計と等しくなる。

株式会社 山崎コーポレーション

単位: 千円

科 目		収 益	費 用	損 益	
経 営 損 益	運送事業 一般貨物自動車 その他	特別積み合せ			
		その他	53,250	54,680	△ 1,430
	その他事業	利用運送事業			
		事業			
		事業			
		その他事業			
	計	53,250	54,680	△ 1,430	
	営業外損益	金融損益	64	496	
		流動資産等売却損益	1,201	211	
		その他損益			
計		1,265	707	558	
合 計	54,515	55,387	△ 872		
特 別 損 益	固定資産売却損益				
	前期損益修正損益				
	補助金に係る損益				
	その他特別損益				
	合 計				
税引前当期利益(税引前当期損失)				△ 872	
法 人 税 等					
法 人 税 等 調 整 額					
当 期 利 益 (当 期 損 失)				△ 872	

運送事業以外に事業を
行っている場合はその
損益も記入する。

損益明細表の営業損益
と等しくなる。

貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに 固定資産の配分基準について

一般貨物自動車運送事業及びその他の事業に関連する収益及び費用並びに固定資産（無形固定資産及び投資等を除く。）は、その属する勘定科目ごとにそれぞれ次の基準によって各事業に配分するものとする。

また、運賃原価算定時等において、一般貨物自動車運送事業における運賃・料金の種類ごとに配分を必要とする場合についても、この基準を準用するものとする。

なお、当該収益、費用及び固定資産が極めて少額である場合、又は主たる事業に比較して兼営する事業の割合が小さいため、配分基準の算定が困難である場合には、その金額を主たる事業に計上するものとする。

I. 収益

営業外収益 営業収益の比率

II. 費用

1 営業費

(1) 運送費

イ 人件費 従業員の実働日数の比率 ただし技工の人件費については、車両修繕費の比率

ロ 燃料油脂費 当該事業在籍車両の総走行キロの比率(注1)

ハ 修繕費
事業用自動車 総走行キロの比率 ただし外注修繕費、部品費等については、当該事業在籍車両の総走行キロの比率

その他 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

ニ 減価償却費
事業用自動車 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

その他 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

ホ 保険料 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

ヘ 施設使用料 実在延日車数の比率

ト 自動車リース料 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

チ 施設賦課税 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率
事業用車両に係るものは当該事業在籍車両の総走行キロの比率

リ 事故賠償費 当該事業に係る実額

ヌ 道路使用料 当該事業に係る実額

ル フォローポート利用料 当該事業に係る実額

ヲ その他 輸送トン数（作業トン数）の比率
(2) 一般管理費 運送費（又は営業費から一般管理費を控除した金額）から減価償却費を控除した金額の比率

2 営業外費用

イ 金融費用 [営業費（減価償却費を除く。）の比率+期末有形固定資産額の比率]×二分の一

ロ その他 営業費（減価償却費を除く。）の比率

III. 固定資産

1 全事業から一般貨物自動車運送事業への配分（営業収益の比率+期末専属有形固定資産額の比率）×二分の一

2 一般貨物自動車運送事業における運賃・料金の種類ごとの配分

イ 車 両
事業用自動車 当該運賃・料金の種類に係る在籍車両の総走行キロの比率

その他 実働延日車数の比率

ロ 建 物
営業所等現業関係の建物 輸送トン数（作業トン数）の比率

その他 従業員の比率

ハ 構 築 物 輸送トン数（作業トン数）の比率

ニ 機 械 装 置 輸送トン数（作業トン数）の比率

ホ 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品 輸送トン数（作業トン数）の比率

ヘ 土 地 輸送トン数（作業トン数）の比率

ト 建 設 仮 勘 定 前記各号に準ずる。

(注1)

「当該事業在籍車両の総走行キロの比率」とは、事業計画上当該事業に配置されている車両が、当該事業以外の他の事業のために使用された場合において、当該事業に配置されている全車両の総走行キロから他事業に係る部分の総走行キロを除いた純当該事業に係る総走行キロの比率をいう。

(注2)

金融収益又は金融費用の各事業への配分に当たっては、次に掲げる金額はあらかじめ控除して配分を行い、配分後に「その他事業」の金融収益又は金融費用として計上すること。

1 不動産事業を営んでいる事業者が、商品土地・建物に係る借入金利息を金融費用として計上している場合の当該借入金利息の金額

2 イに掲げる事業者（兼営する事業ないものを含む。）は、ロに掲げる金額

イ 事業年度終了の日において、投融資額（※）が固定資産の部の合計額の十分の一を超える事業者

ロ 金融収益……投融資額に係る受取配当金及び受取利息
金融費用…… $\frac{1}{2} \times \{ (期首投融資額 + 期末投融資額) \times 実績借入金利率 \}$

※ 投融資額は、固定資産の投資等の合計額のうち、長期前払費用及び破産債権等並びに支払保険料、敷金その他の直接収入を生じないものは除き、流動資産である短期貸付金及び有価証券を含めたものとする。

区分	一般			特定
	特積	利用	霊柩	

該当する事業の区分に丸をしてください。

事業者番号

貨物自動車運送事業実績

事業者番号: 記入する必要はありません。

事業概況:
3月31日時点の車両数(被牽引含む)、従業員数(役員は含まない)、運転者数を記入してください。

住所 鹿児島市谷山港2-4-15
事業者名 株式会社 山崎コーポレーション
代表者名 代表取締役 山崎 洋一
(役職及び氏名)
電話番号 TEL: 099-261-1167

事業概況(令和3年3月31日現在)

事業用自動車数	6 両	従業員数	7 人	運転者数	6 人
---------	-----	------	-----	------	-----

事業内容(前年4月1日から3月31日まで)

ダンプによる土砂等輸送	<input checked="" type="radio"/>	冷
基準緩和認定車両による長大物品等輸送	<input type="radio"/>	原木、装材輸送
国際海上コンテナ輸送	<input checked="" type="radio"/>	引越輸送
コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送	<input type="radio"/>	その他
危険物等輸送	<input checked="" type="radio"/>	(雑貨)

事業内容:
該当する事業内容に○印をつけて下さい。

輸送実績(前年4月1日から3月31日まで)

	延実在車両数 (日 車)	延実働車両数 (日 車)	走行キロ (キロメートル)	実車キロ (キロメートル)	輸送トン数		営業収入 (千円)
					実運送(トン)	利用運送(トン)	
北海道							
東北							
新潟	まる1年在籍した車両数×365日。年途中の増減車両はその在籍日数を加算する。	延実在車両数のうち、実際に稼働した実働日数を月別輸送実績から集計する。	全車両数の年間の走行距離	荷を積んで走った走行距離	自社の車に実際に積んで走った荷のトン数	他社の車を備車し、積んで走った荷のトン数	運送事業に関する営業収入
関東							
中部							
近畿							
中国							
四国							
九州	2,454	1,546	300,456	186,446	18,505	1,480	53,250
沖縄							
全国計	2,454	1,546	300,456	186,446	18,505	1,480	53,250

事故件数(前年4月1日から3月31日まで)

交通事故件数	○	重大事故件数	○	死者数	○	負傷者数	○
--------	---	--------	---	-----	---	------	---

- 備考
- 区分の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
 - 従業員数は、兼営事業がある場合は主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員のうち当該事業分として適正な基準により配布した人数とし、運転者数
 - 事業内容については、主なもの三項目以内を○で囲むこと。
 - 危険物とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)別記様式の(注)の「積載危険物等」をいう。
 - 輸送実績については、地方運輸局の管轄区域ごとに、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績(ただし、輸送トン数(利用運送)については当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量)については記載すること。
 - 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条1項の交通事故をいう。
 - 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。

事故件数を記入してください。

①延実在車両数

延実在車両数は、事業用自動車が前年の4月1日から当年の3月31日までの1年間において在籍した日数の年間類累計を記載する。これには故障等による休車も含める。増減車両はその在籍日数を加算する。

車両が5両の場合、1ヶ月の延実在車両数は $5両 \times 31日 = 155(日車)$

②延実働車両数

延実働車両数は、事業用自動車が稼働した日数の年間累計を記載する。1日のうち短時間のみ稼働し、その後稼働しなかった場合も1日車と算定する。

例) A社の1ヶ月の实在及び実働車両数

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	
实在車両数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	
実働車両数	5	5	5	5	5	4	2	5	5	6	6	6	6	2	6	
16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	合計
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	177
4	3	6	5	1	5	5	5	6	6	6	1	5	5	4	5	145

この月の实在車両数は、9日まで5両であるが、10日以降6両に増車しているので、
 实在車両数 = $5両 \times 9日 + 6両 \times 22日 = 177(日車)$ となる。

実働車両数は下記の場合、3号車は故障で休車しているため、実働車両数は5両となる。

实在車両数 6両・実働車両数 5両



1号車 輸送回数12回



2号車 輸送回数3回



3号車 故障の為休車



4号車 輸送回数4回



5号車 輸送回数1回



6号車 輸送回数4回

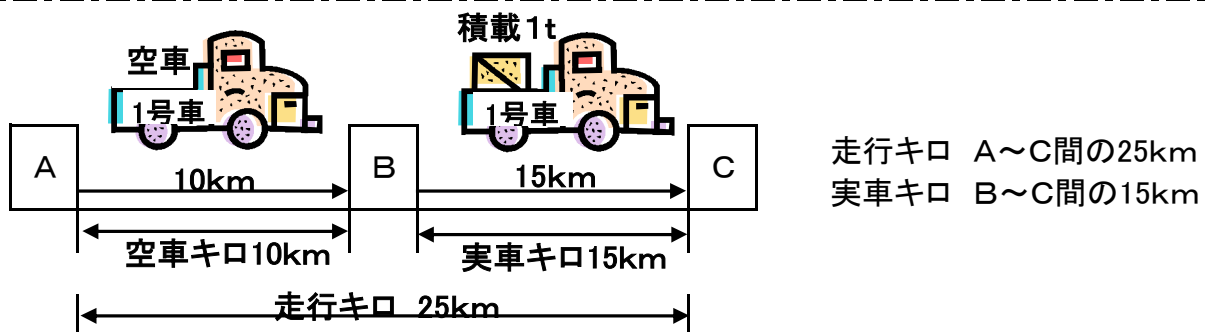
③走行キロ

走行キロは、年間の走行距離の実績値を記載する。

④実車キロ

実車キロは、実際に貨物を積載して走行した年間の走行距離である。フェリーボートに乗船中の距離は含まれない。(時間制運賃を適用する場合で運賃収受の対象となる時間内にあつては、貨物を積載しないで走行した場合も実車として扱うこと。)

例)



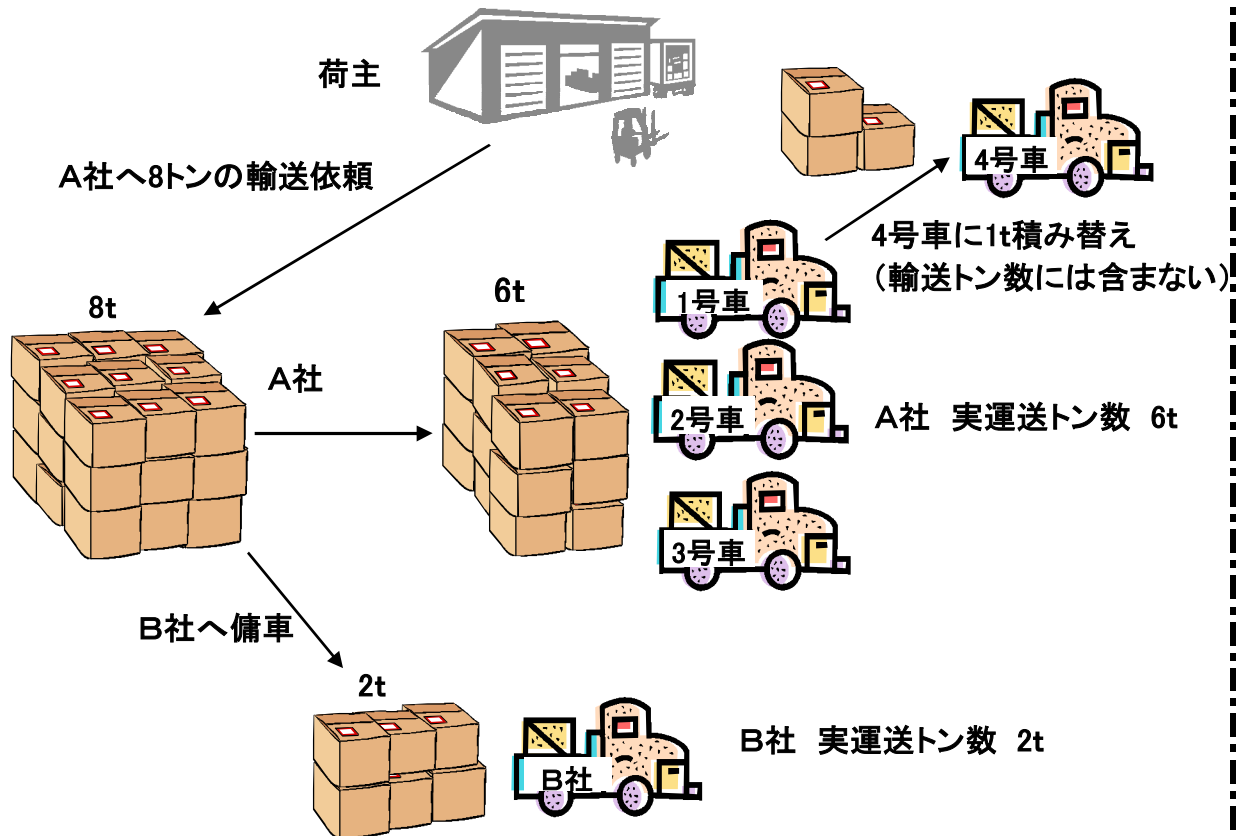
⑤輸送トン数

実運送トン数は、自社の車に実際に貨物を積載して走行した年間の総輸送トン数である。

利用運送トン数は、貨物自動車利用運送として取り扱った年間の総輸送トン数である。具体的には、他社の車を傭車し、積んで走った荷のトン数である。

輸送トン数については、荷主(荷主を運送事業者とする場合を含む。)から貨物の運送を引き受けた時点での貨物量により測定することとし、貨物の積み替え、中継、貨物自動車利用運送等による二重計上は行わないこと。

例) A社が荷主より8トンの貨物の輸送依頼を受けた。A社は自社で6トン輸送し、残りの2トンはB社に傭車した。この場合A社の実運送トン数は6トン、利用運送トン数は2トンになる。ちなみにB社の実運送トン数は2トンである。



⑥営業収入

営業収入は、年間の営業収入の実績値を記載する。

⑦事故件数

事故件数の欄は、事業用自動車に関係した全ての交通事故について記載する。死者数の欄は、交通事故の発生から24時間以内に死亡した人の数を記載し、負傷者数の欄は、交通事故によって負傷し、治療を要した人の数を記載する。

参考

$$\text{実働率} = \frac{\text{延実働車両数}}{\text{延実在車両数}} \times 100 \quad \text{実車率} = \frac{\text{実車キロ}}{\text{走行キロ}} \times 100$$

$$\text{実働車1日1車あたりの営業収入} = \frac{\text{営業収入}}{\text{延実働車両数}}$$